

新生 大阪アスベスト対策センターニュース

第6号 2024年5月

連絡先 南大阪法律事務所

弁護士 遠地靖

事務局長 伊藤泰司

taitoh@silver.ocn.ne.jp

どうみる 環境省調査

除去工事現場の3/5でアスベスト漏えい しかも事業者に予告しての測定で

この記事のポイント

- 環境省は毎年、アスベスト鉱山跡や蛇紋岩帯周辺地域や除去工事現場などアスベストが飛散しやすい場所で測定検査を実施している。この調査で除去工事現場5ヶ所のうち3ヶ所でアスベストを飛散させていた。
- 環境省の調査に協力する除去事業者が実施する除去工事現場での計測で半数がアスベストを飛散させていた。
- 計測数値を幾何平均して発表するなど、小さく見せようとする意図が見え隠れする。
- 漏えいが明らかになった除去事業者は問題視せず。環境省も危機感がない。
- 世界から周回遅れと言われる日本の規制の問題が浮き彫りに。

環境省は毎年、大気中のアウベスと濃度の測定を発表している。測定している場所は、①アスベスト鉱山跡、蛇紋岩帯周辺地域、廃棄物処理場など、②住宅地域や商業地域、農業地域や離島など、③建物解体現場となっている。まず指摘しなければならないのは、すべてあわせて38箇所、測定ヶ所で84箇所というものであり、本格的調査の前のパイロット調査という程度のものだと言わざるを得ない。

解体現場に限ってみてみると

2023年の調査について3月に発表された。

この調査のうち、この記事では、解体現場での調査について考えてみる。

解体現場は5箇所、20地点を測定した。そのうち3ヶ所の現場で何らかの場所で漏えい飛散しているという結果だった。

この解体現場での測定は、環境省が、解体を実施している業者と相談して、どこでどのような検査を実施す

るかを事前に打ち合わせして実施しているものではない。比較的、自信がある業者と言えるかもしれない。

つまり、日本国中で行われている海外工事のなかで抜き打ち的に実施した調査ではない。それでも3/5の現場で飛散・漏えいが確認されたということになる。

異常値に言い訳する業者

環境省の報告書には異常値がでたところの説明が書かれている。

北海道の解体現場では、煙突内の茶石綿を除去していたところで、負圧除塵機の排出口で6.5本/ℓの茶石綿が検出された。負圧除塵しているその機会の外にアスベストが出てはならない。つまり除塵機のフィルターに取り付けに問題があったことはほぼ明白だが、工事関係者は、「排気ダクトに残っていたものではないか」と答えたと言われている。

秋田の解体現場では、負圧養生の中に入出入りするための「セキュリティゾーン」の中で茶石綿が10本/ℓ確認されたという。

この件についても環境省は業者に確認しているが、「周辺工事の影響」だと答えたという。

山梨の解体現場では複数個所で白石綿、青石綿、茶石綿が検出されたが、これらは1/ℓ以下だったという。

3日間の調査の「幾何平均」値？

山梨の例では、アスベストは検出されたが、1本/ℓ未満だったという。ところが、この計算方法は、3日間の測定データの「幾何平均」だという。

普通平均と言えば、数値を足し算してその数値の個数で割る「算術平均」に私たちはなじんでいる。

ところが成長率の平均などの場合、増えた比率の平均などの場合は数値を掛け算してその個数の根をだすという方法だ。

三日間の平均を幾何平均で出すのは不可解だと思う。

例えばAさんは1000円だと言い、Bさんは100万円だと言ったとすると、その算術平均は500,500円となる。ところが幾何平均だと、 $1,000 \times 1,000,000$ つまり10億円の平方根、31,623円になる。

このように、幾何平均は大きな数字を隠してしまう可能性がある。

アスベストの現場では、3日のうち1回でも異常値をだしてはいけない。異常値が一度でもでたら、仕事を止め、原因を突き止め改善しなければならない。ところが幾何平均は、異常値の大きな数字を隠す役割がある。

世界の流れから大きく遅れる日本のアスベスト規制をたださなければ

アスベスト問題を報道し続けるジャーナリストの井部正之さんは、この環境省の調査を2010年から

2023年までの調べたところ、解体現場に限ってだが、1本/ℓ以上のアスベストが検出された工事が37.9%に上ることを明らかにしている。

環境省のこの問題に関する検討会（大気濃度調査検討会）では資料をみるかぎりまともな検討もされていない。

事前に通告して、比較的まじめな業者の施工でも半数を上回る飛散漏えいがある。これが異常なことだととらえられていないのだ。

日本のアスベスト規制は、世界の流れから大きく立ち遅れている。

まず、アスベストを除去する業者の許認可制度がない。だれでも開業することができることになっている。業者の許認可制度は、日本も批准しているILO（国際労働機関）石綿条約に規定されている。批准しながら守っていない。国や行政の指導に従わなければ、ある一定の水準の施工が出来なければ認可を取り消すということがない。

石綿除去作業中の環境測定も日本では義務化されていない。欧米では、作業環境を徹底して守り、除去作業の外に飛散させないという大原則がある。これもILO石綿条約に規定された義務だ。

この点でも日本は特殊な立ち位置にある。

こうした前提に立って、この問題を考えていただきたい。

2024年2月8日 環境省

令和5年度アスベスト大気濃度調査検討会の開催について

https://www.env.go.jp/press/press_02712.html

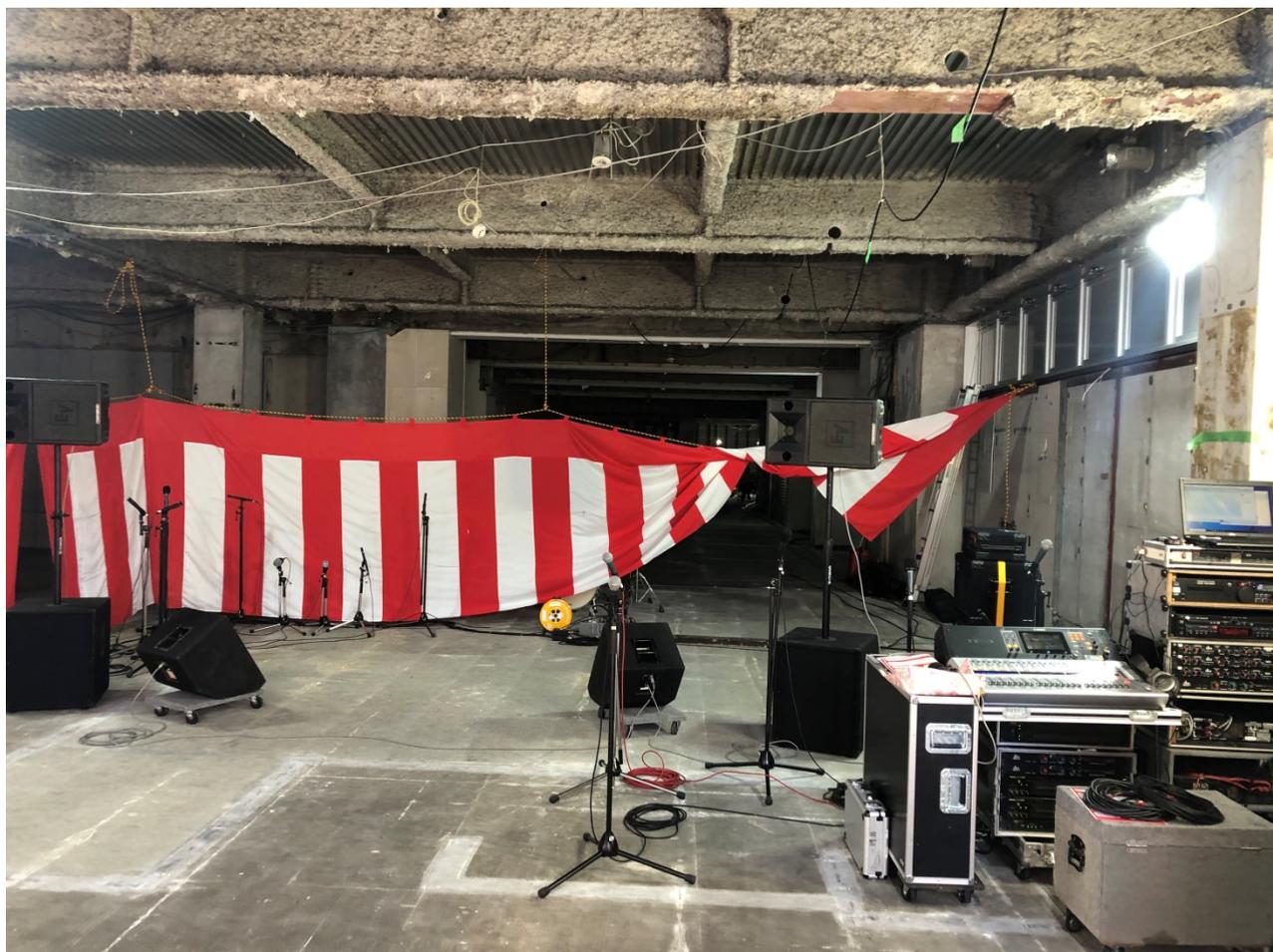
令和5年度アスベスト大気濃度調査結果について

<https://www.env.go.jp/content/000198762.pdf>

岸和田市が後援する「市民音楽祭」 吹付アスベストが露呈する場所で開催された

岸和田市で連休中の5月3日、4日に開催された「市民音楽祭」（主催：同実行委員会、岸和田市教育委員会後援）がアスベスト含有吹付材が露呈する会場で開催されていた。

写真をごらんください。今時驚きの光景です。会場となったのは岸和田市商店街の旧福板屋ビルという建物で、この3年ほどはテナントも入っていない空きビルだった建物。



この建物は、5階建てビルで、1965年ころの竣工のもの。吹付材はアスベストが含有していることはほぼ間違いがない時期のものです。しかも吹付材は劣化が激しく、剥落しており、PAを使って音楽演奏をしたらその振動だけでも吹付材が落下・飛散しそうな状態でした。

この事態に気づいた市民が主催団体に話しをしましたが、まともに取り合わなかったと言います。

岸和田市の建築指導課に話しをすると、この写真を見て驚いた様子で、建物の持ち主がこの状態でイベントに貸し出したことが問題だと認識。

教育委員会総務課は、後援したイベントがこんな場所で開かれていた。参加者の石綿ばく露が予想さ

れる状況に主催団体を指導することを要請しました。主催団体は、市民に説明謝罪することがまず必要です。

岸和田市環境課では、この事態は問題だが、直接指導監督するべき事例ではないので当面は事態を見守との対応でした。

岸和田市に要請すること

今回、岸和田市建築指導課、教育委員会総務課、環境部に申し入れに行きました。

すくし詳しく説明します。

私たちは日本のアスベスト被害防止の規制策が世界の水準からみて周回遅れの状態にあると指摘してきました。

率直に言って、今回のようなアスベストを飛散しばく露するような状態の場所で市民を集めるようなイベントを開催した場合に、誰のどういう責任が問われるかという、ピタリくる法律はありません。

発がん物質が露呈した危険な場所に市民を誘導した主催者の責任はだれが考えても大きいです。しかしそれに相応する法律がないのです。

刑法に「**公共危険罪**」という罪があります。不特定または多数人の生命・身体・重要な財産の安全を脅かす罪です。今回のケースがこの罪に当たるかどうかは裁判をしてみないとわからないと思います。

建設指導課は、この場合、建築基準法第10条の「**損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては**」自治体の長などが建物の所有者に勧告することができ、その勧告を聞き入れない場合は建物所有者に必要な措置を命ずることができる。という条項があります。

ですから**建設指導課**はとりあえずは建物の所有者に勧告をすることができるはずで、また、必要な措置を命ずることもできます。

教育委員会総務部は、今回の「市民音楽祭」の後援を決めた担当部署です。もともと、岸和田市主催の市民祭りがこの時期毎年開かれていましたが、コロナ禍で開かれなくなり、昨年「実行委員会」主催で音楽祭が開かれるようになった。それを市の教育委員会が後援したということになります。

教育委員会は、主催者がどんな会場で音楽祭を開くのかを知らなかったということになっています。

後援しながらどんな会場でどのような音楽祭が開催されていたかは全く知らなかったようでした。これ自体無責任です。

教育委員会は主催団体呼び出して指導することができます。主催団体が市民に対して「報告とお詫び」をさせることもできるはずで、また、「**公共危険罪**」を想定して、警察に告発することもできます。

環境部はアスベストの被害防止の権限としては、「**大気汚染防止法**」の規定によります。つまり、建物の解体や改修の際に行政に届け出させ、アスベストの飛散をさせないように指導する。アスベストの廃棄物を法にのっとり処理した場合に指導し罰することができます。

しかし今回の問題では市民が今回の音楽祭で、環境中のアスベストにばく露して被害を被った危険性がある事件で傍観者でいられるわけではありません。

例えば岸和田市環境保全条例には、

第24条 市長は、この条例の予想しない物質、作業等により発生した公害が生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講じることを勧告することができる。

とあります。建物所有者と、音楽祭実行委員会に指導すべきです。

引き続きこのニュースで報じていきます。